

# 第一種フロン類充填回収業者 登録(登録更新)申請の手引き

## 1 登録(登録更新)申請について〔P2～P12〕

### (1) 提出書類について

- ア 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表によりチェックした後、提出してください。
- イ 更新時も提出書類一覧表のすべての書類が必要になります。
- ウ 提出部数は**1部**です。(申請者において提出書類の控えを保管してください)

### (2) 申請に伴う登録・更新申請手数料

- ア 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料 **5,000円** (更新時も同額)
- イ 手数料は、次のいずれかの方法で納付してください。

#### ①福岡県領収証紙による納付

領収証紙売り捌き所(県庁、福岡銀行の県内本支店等)で福岡県領収証紙を購入し持参

#### ②窓口でのキャッシュレス決済による納付

申請窓口(環境保全課)で「キャッシュレス決済連絡票」をお受け取りいただき、納付窓口(県庁1階 会計課①窓口)においてキャッシュレス決済

### (3) 申請書等の提出方法

申請手数料が必要なため、**原則持参**していただくようお願いします。

※ 事前に下記提出先に電話予約の上、申請にお越しくください。お約束がない場合は、長時間お待ちいただく場合がございますのであらかじめ御了承願います。

※ 当面の間、郵送による申請も受け付けます。

郵送する場合は、紛失防止のため領収証紙を別袋に入れ、封筒の表に「フロン登録(更新)申請」と朱書きの上、簡易書留により送付してください。(郵便事故等による申請書類・領収証紙の紛失について福岡県は責任を負いかねますので、御了承ください。)

## 2 登録後の変更・廃業〔P13～P16〕

登録内容に変更が生じている場合は、登録更新申請書に加え、変更届を提出してください。

また、フロン充填回収業を廃業された場合は、登録更新申請書の提出は不要ですが、廃業届を提出してください。

## 3 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 3階南棟

福岡県環境部環境保全課大気係 フロン担当者 (TEL 092-643-3360)

申請受付時間 : 平日 9:00 ~ 16:45

※土日祝・年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁のため受付できません。

令和6年5月  
福岡県環境部環境保全課

# 1 登録更新

## 提出書類一覧表

[第一種フロン類充填回収業者]

(申請者)

提出書類	チェック欄
<p><b>1 申請書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フロン類の充填・回収を行う事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。</li> </ul>	
<p><b>2 本人を確認できる書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の場合は、県において住民基本台帳ネットワークシステムで確認するため、住民票は不要です。<u>住民票の登録通りの記載をお願いします。</u></li> <li>法人の場合は、発効日より3か月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本</li> </ul>	
<p><b>3 フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること）を証する書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し</li> <li>自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し</li> </ul>	
<p><b>4 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。</li> <li>フロン類の回収設備の種類 CFC用、HCFC用、HFC用、CFC・HCFC兼用、CFC・HFC兼用、HCFC・HFC兼用、CFC・HCFC・HFC兼用</li> <li>回収設備の能力 200g/min未満、200g/min以上</li> </ul>	
<p><b>5 申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十九条第一項の各号に該当しないことを説明する書類（誓約書）</b></p>	
<p><b>6 フロン類の充填に携わる者が所有する資格を示す書類</b></p> <p>法に定める登録申請の添付書類ではありませんが、フロン類の充填の基準として「フロン類の充填作業に当たっては、十分な知見を有するものが充填を実施若しくは立ち会うこと」が定められていますので、十分な知見を有するものの資格を示す書類の添付をお願いします。</p> <p>十分な知見を有する者に当たる者の水準の例としては、以下の(1)～(3)が考えられます。</p> <p>(1) 業務用冷凍空調機器の充填に関する資格</p> <p>ア 冷媒フロン類取扱技術者</p> <p>(2) 下記ア～カの資格に加え、充填に必要なとなる知識等の習得に伴う講習の受講を証する書類</p> <p>ア 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）</p> <p>イ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）</p> <p>ウ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者</p> <p>エ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）</p> <p>オ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保管管理者</p> <p>カ 自動車電機装置整備士（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定試験登録試験により当該資格を取得したもの、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講したものに限り）</p> <p>(3) 十分な実務経験を有していることを証する書類に加え、充填に必要なとなる知識等の習得に伴う講習の受講を証する書類</p>	



○ 登録の基準等について

次の欠格条項のいずれかに該当する場合又は第一種フロン類充填回収業者にかかる登録の基準に適合していない場合は、登録することができません。

登録の基準等	チェック欄
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項に定める欠格事項            ※登録を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は登録できません</p>	
<p>一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	
<p>二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十項に規定する引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において同じ）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第五十一条第二号ロ及び第六十四条第二号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>	
<p>三 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p>	
<p>四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p>	
<p>五 第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p>	
<p>六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当するものがあるもの</p>	
<p>第一種フロン類充填回収業者の登録の基準（施行規則第九条）</p>	
<p>一 フロン類の引取りに当たっては、申請にかかる事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること</p>	
<p>二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロンの種類に対応するものであること</p>	
<p>三 申請にかかる第一種特定製品であってフロンの充填量が50kg以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1分間に200g以上のフロン類を回収できるものであること。</p>	

登 録 申 請 書  
第一種フロン類充填回収業者  
登録の更新

※登録番号	40-1-
※登録年月日	

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

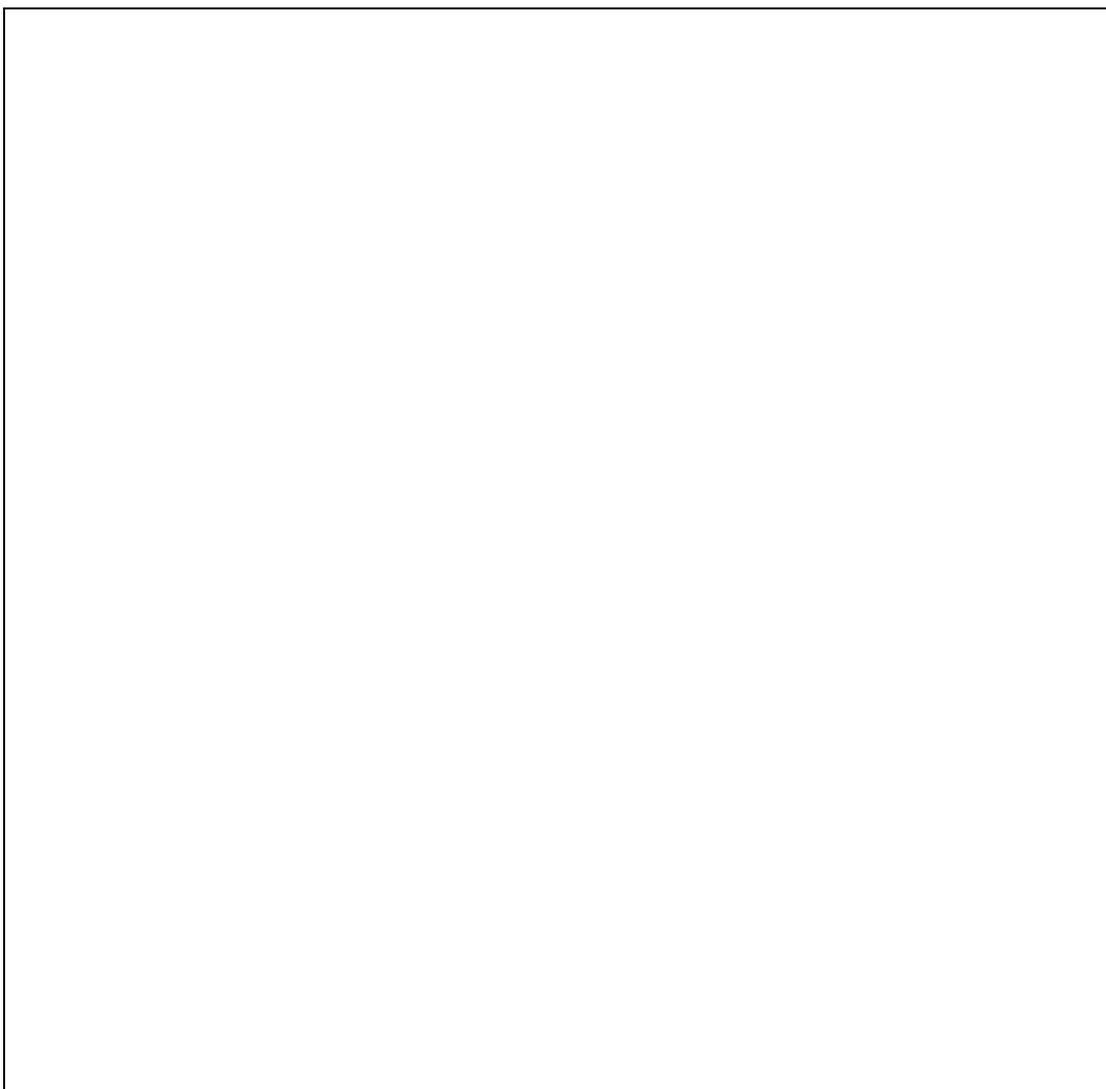
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項 の規定により、必要な  
第30条第2項

登 録  
書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登録の更新  
を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所 在 地	(郵便番号)		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満		200g/min 以上
CFC 用	台	台	
HCFC 用	台	台	
HFC 用	台	台	
CFC、HCFC 兼用	台	台	
CFC、HFC 兼用	台	台	
HCFC、HFC 兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台	

(裏面)

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。



登録申請書  
第一種フロン類充填回収業者  
登録の更新

該当しない部分を二重線で消す

申請する日を記入

新規は未記入  
(更新時に記入)

※登録番号	40-1-000
※登録年月日	令和〇年〇月〇日

令和 5 年 〇 月 〇 日

押印は不要です。

福岡県知事 殿

住所・氏名は登記事項証明書(住民票)どおり記載すること

(郵便番号) 810-1234  
住所 福岡県福岡市博多区〇〇1-2-3  
氏名 フロン抑制株式会社 代表取締役 排出止太郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (092)123-1234

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項 の規定により、必要な  
書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登録の更新 第30条第2項 を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	フロン抑制株式会社 福岡事業所		
所在地	(郵便番号) 810-1234 福岡県福岡市博多区〇△3-3-5 電話番号 092-123-3456		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○		○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	該当する欄に○を付ける		○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	該当する欄に○を付ける		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min 未満		200g/min 以上
CFC 用	1 台		台
HCFC 用			台
HFC 用			2 台
CFC、HCFC 兼用			台
CFC、HFC 兼用			台
HCFC、HFC 兼用			台

「回収しようとしているフロンの種類」と「設備の種類」が一致していること

50kg以上の特定製品は、200g/min以上の設備能力があること

事業所ごとに、所有あるいは使用権限のある設備の台数を記入

CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台
-----------------	---	---

(裏面)

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
  - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

<p>フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者</p> <p>職氏名 福岡事業所 業務課長 布諭 海舟 資格 冷媒回収促進・技術センター (RRC) が認定した冷媒回収技術者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">登録証等の写しを添付する</p> <p>○氏名、有効期限、発行者が分かる箇所</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 80%; margin: auto;"> <p>フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入</p> </div>
<p>フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者</p> <p>職氏名 福岡事業所 業務課 嶺梅 充 資格 第二種冷媒フロン類取扱技術者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">登録証等の写しを添付する</p> <p>○氏名、有効期限、発行者が分かる箇所</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 80%; margin: auto;"> <p>フロン類の充填を自ら行う者又はフロン類の充填に立ち会う者の氏名等記入</p> </div>

様式第1(第8条関係)  
(表面)

登 録 申 請 書  
第一種フロン類充填回収業者 登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律  
第27条第2項  
第30条第2項  
の規定により、必要な  
登 録  
書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の  
登録の更新  
を申請します。

上記は記入不要

事業所の名称及び所在地			
名 称	フロン抑制株式会社 北九州事業所		
所 在 地	(郵便番号) 810-5678 福岡県北九州市八幡西区□△2-6 電話番号 092-643-3360		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○		○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	該当する欄に○を付ける		○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		50kg以上の特定製品は、200g/min以上の設備能力があること
	CFC	HCFC	
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	該当する欄に○を付ける		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		台数
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	1		1
HCFC用			1
HFC用			2
CFC、HCFC兼用			1
CFC、HFC兼用			1
HCFC、HFC兼用			1
CFC、HCFC、HFC兼用			1

「回収しようとしているフロンの種類」と「設備の種類」が一致していること

50kg以上の特定製品は、200g/min以上の設備能力があること

事業所ごとに、所有あるいは使用権限のある設備の台数を記入

2枚目以降には「事業所の名称」以降の欄について記入

(裏面)

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
  - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

<p>フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者</p> <p>職氏名 北九州事業所 業務課長 放出 田芽代 資格 冷媒回収促進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者</p>	
<p>登録証等の写しを添付する</p> <p>○氏名、有効期限、発行者が分かる箇所</p>	<p>フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入</p>
<p>フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者</p> <p>職氏名 北九州事業所 業務課 尾尊 護 資格 第二種冷媒フロン類取扱技術者</p>	
<p>登録証等の写しを添付する</p> <p>○氏名、有効期限、発行者が分かる箇所</p>	<p>フロン類の充填を自ら行う者又はフロン類の充填に立ち会う者の氏名等記入</p>

## 誓約書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

福岡県知事 殿

## 誓約書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和5年〇月〇日

申請者 住所 福岡県福岡市博多区〇〇1-2-3  
氏名 フロン排出抑制株式会社 代表取締役 排出止太郎

押印は不要です。

福岡県知事 殿

## 2-1 変更届出 (様式第2)

次の事項を変更したときは、30日以内に変更届を提出しなければなりません。

### (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

(添付書類)

- ・ 法人の場合→発行日より3か月以内の登記事項証明書  
(登記事項証明書の内容が、変更履歴を確認できるもの「履歴事項全部証明書」)
- ・ 個人の場合→添付書類不要  
(県において住民基本台帳ネットワークシステムで確認するため、住民票は不要です。住民票の登録どおりの記載をお願いします。)
- ・ 欠格事項に該当しない旨の誓約書(法人の役員の変更があった場合)

### (2) 事業所の名称及び所在地

### (3) 第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類

### (4) 回収の用に供する設備の種類

((3)、(4)の変更の場合における添付書類)

#### ① フロン類回収設備の所有権を有すること

(所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類

- ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し
- ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

#### ② フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- ・ 申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

##### ○ フロン類回収設備の種類

CFC 用、HCFC 用、HFC 用、CFC・HCFC 兼用、CFC・HFC 兼用、HCFC・HFC 兼用、CFC・HCFC・HFC 兼用

##### ○ 回収設備の能力

200g/min 未満、200 g/min 以上

(参考) 回収の用に供する設備の種類の変更については、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。

例えば、下表のケース1のように設備の種類が変更した場合(1→0台、0→1台)は届出が必要ですが、ケース2のように設備の種類として変更がない場合(1→2台)は届出が不要です。

表 フロン類回収設備の種類の変更について

ケース	変更前	変更後	届出
1	CFC 用 1台 HCFC 用 1台 CFC・HCFC 兼用 0台	CFC 用 0台 HCFC 用 0台 CFC・HCFC 兼用 1台	必要
2	CFC・HCFC・HFC 兼用 1台	CFC・HCFC・HFC 兼用 2台	不要

## 第一種フロン類充填回収業者変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号 40-1-

第一種フロン類充填回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 2-2 廃業等の届出（参考様式）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に廃業等届を提出しなければなりません。

※当該年度のフロン類の充填量及び回収量等に関する報告（様式第3）も廃業の届出とともに提出してください。

	該当する事項	届出者
1	第一種フロン類充填回収業者が死亡した場合	その相続人
2	法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
3	法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
5	第一種フロン類充填回収業を廃止した場合	業者であった個人又は法人を代表する役員

## 第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号 40-1-

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、第一種フロン類充填回収業者の廃業等について届け出ます。

第1欄	廃業等の事由	法に定める届出者
1	第一種フロン類充填回収業者(以下、「業者」という。)が死亡した	その相続人
2	法人である業者が合併により消滅した	その法人を代表する役員であった者
3	法人である業者が破産により解散した	その破産管財人
4	法人である業者が合併及び破産以外の理由により解散した	その清算人
5	その登録に係る第一種フロン類充填回収業を廃止した	業者であった個人又は法人を代表する役員

- 備考 1 上表の第1欄には、該当する番号に丸印を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。